

小石川二丁目マンションの無秩序な開発・建築を考える

ニューズレター 第1号 (2010年7月7日)

私たちは、小石川2丁目の堀坂・六角坂の隣地に建築されようとしているマンションの建築計画に反対している近隣住民有志です。私たちは、現在、一部有志が原告となって、文京区長がマンション建築事業者に対して与えた、小石川二丁目マンション建築のための開発許可の取消しを求めて、裁判で争っています。

訴訟の第1回の口頭弁論が、さる6月30日に東京地方裁判所(霞が関)で行われました。そのときの法廷の様子の説明をお知らせします。またご希望の方には、原告による「意見陳述書」をお配りしますので、ぜひ目を通してくださるよう、お願い申し上げます。これまでのマンション建築に対する私たちの運動についてご理解いただけます。

第1回口頭弁論が終わってから、原告および傍聴人が集い、今後の活動について意見交換をしました。そのときに、他の近隣住民の方々にも、何が問題なのか、なぜ裁判で争っているのか、ということについて知っていただき、私たちの運動にご理解とご協力を賜ることがとても大切であるということになりました。そこで、近隣の皆さまに「ニューズレター」をお送りして、これまでの経過や問題点についてお知らせすることにしました。

この文が「ニューズレター第1号」です。これからも、小石川二丁目マンション建築の問題点について、お知らせしてまいります。どうかよろしくお願い申し上げます。

私たちが事業者(NIPPO, 神鋼不動産)に要求していることは、文京区を通じて事業者に伝えられた、以下の7項目に集約されます。

- (1) 建物の高さを20m以下にする。
- (2) 歴史性に配慮した歩行者空間を整備する。
- (3) 急峻な位置に車の出入り口は設けない。
- (4) 歩道状空地は段差がなく、車椅子も通れるようにする。
- (5) 緑地帯を伴う歩行者優先型の道路整備とする。
- (6) パースを作成し説明会を解りやすく。
- (7) 車寄せを敷地内に設置。

連絡先：小石川二丁目マンションの無秩序な開発・建築を考える会

<http://koishikawa2.mansion.michikusa.jp/>

からお送りください。上記の「陳述書」は、このサイトでも入手できます。

小石川二丁目マンション行政訴訟・第一回口頭弁論期日等経過報告

小石川二丁目マンション行政訴訟原告団

1. 下記のとおり、東京地裁平成 22 年（行ウ）第 157 号開発許可処分取消請求事件の第一回口頭弁論期日が行われました。原告代理人は柄の浦景観訴訟等でご活躍の弁護士日置 雅晴先生です。経過とその後の話し合いについて、ご報告いたします。

日時：2010 年 6 月 30 日午前 10 時半、場所：東京地裁 705 号法廷

経過：裁判長より、原告に対して、以下の指示がありました。

- ① マンション建設のための開発が許されるか、ということが問題なのであれば、そこに問題を集中したらどうか、検討する。
- ② 原告適格が争われているので、これを基礎付ける具体的事実を主張する。
- ③ 訴状で挙げられている違法事由を整理する。

その後、原告代表による意見陳述が許されました（10 分程度）。

次回期日は、**2010 年 9 月 10 日午前 10 時 40 分**と指定されました。

2. その後、弁護士会館において、日置弁護士により、期日の説明会が行われました。活発な意見交換が行われ、概ね以下のような点が話題になりました。

- (1) 事業計画にはさまざまな問題点がある。特に、高さ、離隔距離、緑、安全の問題について配慮がない。これまで、私たちの要求は無視され続けてきている。
- (2) 文京区が事業者申し入れた 7 項目のうち、いくつかでも受け入れて修正してくれなければ、マンション計画には賛成できない。
- (3) 私たちの運動については、各人が自分のできることをできる範囲で行っていくこととし、地道にプレッシャーをかけることによって要望を実現していきたい。（なお、上記はご出席の方全員に確認したわけではありませんのでご了解ください。）

3. 以下の日程で、日置弁護士にご出席をお願いして、意見交換会を開催することになりました。ご関心のある方は、ぜひご参加ください。

<p>2010 年 7 月 25 日（日）午後 1 時から（最長で 5 時まで） 文京シビックセンター 5 階 B 会議室</p>

以上



善光寺

伝通院

上富坂
教会

礪川
小学校

六角坂
一方通行

こんにやく
えんま

事業地

堀坂

河合塾

中央大学
理工学部

春日通り(国道254号線)

礪川公園

文京
区役所

地下鉄丸ノ内線
後楽園駅